

告 示

埼玉県告示第八百九十一号

測量計画機関である横瀬町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年八月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

横瀬町

二 作業種類

公共測量（空中写真測量）

三 作業地域

横瀬町全域

四 作業期間

平成二十九年九月一日から平成三十年三月二十六日まで